

第三次一括法の成立について

平成 25 年 6 月 7 日

全 国 知 事 会

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第三次一括法）」が成立した。

本法は、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を内容とし、全国知事会として今通常国会における成立を強く求めてきたものであり、関係者のご尽力に感謝する。

国においては、第三次一括法成立に伴い条例制定に必要とされる政省令の早期提示のほか、国から地方への事務・権限の移譲、「従うべき基準」の見直しを含めた義務付け・枠付けの見直しなど更なる地方分権改革の推進に全力を挙げることを、改めて強く期待する。

全国知事会としても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力で取り組む所存である。